

配偶者のない女子の種別

	事由	申請可能時期	備考
1	配偶者(事実婚による配偶者を含む。以下同じ)と死別した女子であって、現に婚姻(事実婚を含む。以下同じ)をしていないもの	左記の該当日	
2	離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの	左記の該当日	
3	配偶者の生死が明らかでない女子	左記の事実が客観的に認められてから1年以上経過後。民法上の特別失踪の事由に該当するときは3ヶ月以上で足りる。	蒸発や家出などの普通失踪で生死が不明な場合は、「遺棄」に該当となる。
4	配偶者から遺棄されている女子	日常生活において、児童の衣食住などの面倒を見ない状態が1年以上継続している場合。特別な事情が認められる場合には、6ヶ月に短縮できる。	配偶者の居所が判明している場合でも、配偶者の監護の意思及び監護事実が客観的に認められず、且つ本人に離婚の意思がある場合に「遺棄」の該当となる。
5	配偶者が海外にあたるその扶養を受けることができない女子	配偶者が海外にいるため、母子の生活援助を断絶していることが客観的に確認できてから、1年以上経過後。	
6	配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているところの女子	配偶者が下記のいずれかに該当してから、1年以上経過後。配偶者の収入が無くなる場合には3ヶ月以上で足りる。 ①大洗町医療福祉費支給に関する条例第2条第5項ア～カのいずれかに該当。(※) ②結核の治療指針に掲げる安静度表の1度～5度までに該当。 ③精神障害により入院していること。	※重度障害マル福が受給できる程度の障害。 ・身体障害者手帳1～2級、3級の内部障害。 ・療育手帳の最重度、重度(マルA、A) ・障害年金の1級 上記のいずれかに該当していること。
7	配偶者が長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子	左記の事実が客観的に認められてから1年以上経過後。	拘禁証明書等の、拘禁の事実が確認できる書類の添付が必要。
8	婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの	左記の該当日	

- ・上記の配偶者のない女子の種別を満たしていても、直ちに「ひとり親マル福」を受給できません。
- ・上記の要件を満たしている場合でも、大洗町役場から文書の送付は行いません。申請により受給開始となります。
- ・上記に該当すると思われる方は、大洗町役場住民課高齢医療年金係(内線158)まで、お問い合わせください。

配偶者のない男子の種別

	事由	申請可能時期	備考
1	配偶者(事実婚による配偶者を含む。以下同じ)と死別した男子であって、現に婚姻(事実婚を含む。以下同じ)をしていないもの	左記の該当日	
2	離婚した男子であって、現に婚姻をしていないもの	左記の該当日	
3	配偶者の生死が明らかでない男子	左記の事実が客観的に認められてから1年以上経過後。民法上の特別失踪の事由に該当するときは3ヶ月以上で足りる。	蒸発や家出などの普通失踪で生死が不明な場合は、「遺棄」に該当となる。
4	配偶者から遺棄されている男子	日常生活において、児童の衣食住などの面倒を見ない状態が1年以上継続している場合。特別な事情が認められる場合には、6ヶ月に短縮できる。	配偶者の居所が判明している場合でも、配偶者の監護の意思及び監護事実が客観的に認められず、且つ本人に離婚の意思がある場合に「遺棄」の該当となる。
5	配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているところの男子	配偶者が下記のいずれかに該当してから、1年以上経過後。配偶者の収入が無くなる場合には3ヶ月以上で足りる。 ①大洗町医療福祉費支給に関する条例第2条第5項ア～カのいずれかに該当。(※) ②結核の治療指針に掲げる安静度表の1度～5度までに該当。 ③精神障害により入院していること。	※重度障害マル福が受給できる程度の障害。 ・身体障害者手帳1～2級、3級の内部障害。 ・療育手帳の最重度、重度(マルA、A) ・障害年金の1級 上記のいずれかに該当していること。
6	配偶者が長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子	左記の事実が客観的に認められてから1年以上経過後。	拘禁証明書等の、拘禁の事実が確認できる書類の添付が必要。

- ・上記の配偶者のない男子の種別を満たしていても、直ちに「ひとり親マル福」を受給できません。
- ・上記の要件を満たしている場合でも、大洗町役場から文書の送付は行いません。申請により受給開始となります。
- ・上記に該当すると思われる方は、大洗町役場住民課高齢医療年金係(内線158)まで、お問い合わせください。